

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(みねしりつ いさしょうがっこう)								
学校名	美祢市立伊佐小学校								
(ふりがな)	(みねし いさちょう いさ)								
所在地	山口県美祢市伊佐町伊佐4454								
電話番号	0837(52)0028			FAX番号	0837(52)0254				
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		1	1	1	1	1	1	2	8
児童・生徒数		30	32	28	31	21	34		176
	(特支)	1	0	0	1	1	1		4
教職員数	13人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成20年 4月 1日			
学校運営協議会の委員数・構成	14人	内	地域代表 5人、保護者代表 1人、教職員 4人、 訳 幼稚園園長1人 中学校校長1人 公民館館長1人 民生児童委員1人	学校運営協議会代表者：元PTA会長					
その他	<p>昭和45年に既存の4校（旧伊佐小、河原小、堀越小、上野小）が統合し、新設校として開校した。</p> <p>平成18・19年度にコミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定校となっている。（19年度は学校運営協議会の試行を行う。）</p> <p>平成20年度コミュニティ・スクール推進事業委嘱校となる。</p> <p>平成20年度より学校運営協議会をスタートさせる。</p>								

(平成22年 7月 1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 近年の少子化や過疎化により児童数が減少し、児童数20名前後の学年もあり、幼稚園、保育園、小学校、中学校と同じメンバーで固定化された人間関係にある。コミュニケーション能力や人間関係作りに問題がある。
- 学習に関しては、個別支援が必要な児童が学級内に多く見られ、学力向上が本校の課題となった。
- 豊かな自然に囲まれた環境であるが、実際に生活している児童と自然の関係は希薄で、豊かな体験・心の育成が課題となった。
- 多様な価値観の保護者に対する学校の対応と連携が課題となった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 確かな学力の定着・学力向上のために、学校での授業を基本とした児童一人ひとりへのきめ細やかな指導や対応が必要である。
- 保護者や地域の人々の教育力を学校内に取り込むことにより、よりきめ細やかな指導ができ、児童により幅広い豊かな体験を積ませることが可能となり、豊かな心の育成につながる。

- さまざまな人との関わりを持つことにより、コミュニケーション能力の育成を図ることができる。
- 学校運営協議会を学校の応援団ととらえ、学校支援ボランティアの活用や人事要望についても積極的に活用できると考えた。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会委員の候補者の選定
 - ⇒ 「美祢市学校運営協議会規則」（別添資料①）による。
- 学校運営協議会について、学校運営協議会委員と教職員に認識の程度及び取組の温度差がある。
 - ⇒ 学校運営協議会に全教職員とPTA役員が参加する拡大学校運営協議会を設定し、委員、PTA役員、教職員の3者による3部会を組織した。
- 協議会で開示する学校情報や児童情報についての守秘義務の徹底。
 - ⇒ 協議内容については、守秘義務があることを第1回の協議会の時に全員で確認する。（規則第6条）協議会の内容については、学校便りやコミュニティー便り、ホームページで外部に発信していく。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 児童に確かな学力を身に付けさせることは、学校の大きな使命である。しかし、学力向上だけを目指したのでは、その成果は上がらない。知・徳・体・食のバランスのとれた学校教育を推進することこそが大切である。
- 学力向上を図るためには、学校での授業実践だけを重視していたのでは、限界がある。学校と家庭が連携を密にして基本的な生活習慣の定着を図ることができれば、その効果がさらに期待できる。家庭教育力の向上が、大切なポイントとなるのである。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 地域の教育力を生かすために、学校支援ボランティアを募集・登録し、積極的に活用してほしい。
- 保護者や地域の人々のニーズを把握し、対応するためにも学校評価をし、PDCAサイクルで改善していくことが必要。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- きめ細かな教育実践をするためにも加配教員（少人数指導、学力向上支援員等）の配置要望をすること。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 学校運営協議会と校内研修とのリンクを図るため、学力向上部会、道徳部会、体づくり部会の3部会に委員が入り、意見交換を行う。（別添資料②）

- 学校評価について、学校運営協議会委員を中心にアンケート（別添資料③）を作成・実施し（別添資料④）、学校評価書（自己評価書：別添資料⑤）や学校関係者評価書（別添資料⑥）、学校改善報告書（別添資料⑦）を作成、公開し学校運営の改善を行った。

【教育活動に関すること】

- 学校支援ボランティア（学習支援ボランティアも）の登録と活用
 - ・グリーンボランティア
 - ・読み聞かせボランティア
 - ・選書会



・地域の方と米作り



・ボランティアと化石採集



・保護者と体づくり



・遠足の支援



・2年算数「かけ算九九」



・ボランティアと宿泊学習



・放課後子ども教室



・5年算数「垂直と平行」



・食育推進の方と一緒に



【教職員の任用に関すること】

- 学力向上支援員の配置
- 特別支援教育推進員の配置
- 教育力向上指導員の配置

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 教職員だけでなく、多様な視点で教育活動を点検し、改善に繋げることができた。
- 学校支援ボランティアの協力により、豊かな教育活動を展開することができた。
 - ・ 専門家の指導による、詳しく深みのある学習活動の展開
 - ・ きめ細かな対応と多様な学習場面の設定
 - ・ 児童と地域の方や保護者との交流によるコミュニケーション能力の育成
- 積極的な授業公開により、授業を公開することへの抵抗感がなくなった。
- 地域や家庭を意識しての教育活動の推進
- 地域行事への積極的な参加

【教育委員会側】

- 人事の要望について、できるだけ要望された配置がなされること。
- 本校のコミュニティ・スクールの状況を他の学校へ情報提供したり、コミュニティ・スクールのよさを広めようとしている。

【園児・児童・生徒側】

- 学校支援ボランティアとの活動により学習への意欲が高まった。
- 「授業が分かった。」「学校が楽しい。」という児童の増加（肯定率93%）
- 教員以外の外部の人々とのふれあいを通して、コミュニケーション能力の高まりが見られる。

【保護者側】

- 学校へ協力しようとする意識の高まり
- 基本的な生活習慣 → 家庭教育の重要性の再認識
 - ・ 早寝 ————— 達成率68.1%
 - ・ 早起き ————— 達成率85.0%
 - ・ 朝ごはん（3色） ————— 達成率65.9%
 - ・ 1日10分以上の運動 ————— 達成率84.9%
- 本校教育への理解の高まり
- 学校支援ボランティア自身の自己実現、児童とのふれあいの充実感

【地域側】

- 地域みんなで子どもを育てているという意識の醸成
- 地域の学校への親しみ

- 学校支援ボランティア自身の自己実現、児童とのふれあいの充実感
7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題
- 活動内容の固定化 ～ 4年間経過してさまざまな教育活動が毎年の繰り返しとなり、活動内容が固定化する傾向が生じている。活動内容の見直しと新たな展開が課題である。
 - 人材の固定化 ～ 学校支援ボランティアのメンバーが固定化する傾向がある。学校支援ボランティアの裾野を広げる工夫が課題である。
 - 予算化の措置
8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定
- 活動内容の見直し、さらなる工夫、保護者のニーズの調査
 - 学習支援ボランティアの中で、特に大学生を活用できるシステムの構築。
(市教委へ現在要望中)
 - ボランティア保険等に対する予算を市教委へ要望。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年6回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 4. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議委員の紹介 ・ 学校経営方針の確認と質疑応答 ・ 平成21年度の組織・年間活動計画
②	H21. 5. 19	(PTA役員、全教職員参加) <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議委員、PTA役員、教職員の顔合わせ ・ 3部会別協議、各部会の計画立案 ・ 学校運営に関するアンケートの提案
3	H21. 8. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会の取組説明及び協議 ・ 学校支援ボランティアを活用した授業、行事の計画 ・ 学校運営に関するアンケートの協議と承認
4	H21. 11. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会の活動報告及び今後の計画 ・ 学校運営に関するアンケートの実施 ・ 次年度の人事について
⑤	H22. 1. 21	(PTA役員、全教職員参加) <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会別協議(1年間の活動の振り返り) ・ 学校評価アンケートの集計結果及び学校評価書(自己評価書)について考察・協議 ・ 「学校関係者評価書」の作成 ・ 次年度の学校運営協議会委員選考
6	H22. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の反省と課題解決に向けての協議 ・ 「学校改善報告書」の作成 ・ 次年度の学校運営協議委員決定及び承認 ・ 次年度に向けた学校経営方針の説明及び承認
(補記) ・ 第2・5回は、PTAや委員、教職員が拡大学校運営協議会として、3部会に分かれ協議する。		

- ・その他、教職員のリーダーを中心に各部会で随時（主として、夏期休業中）話し合い、具体的な取組を進めている。各部は状況を事務局に報告し、全教職員の共通理解を図り、実践を進めている。
- ・学校運営協議会委員が、参観日や各種学校行事（卒業式、運動会、選書会、放課後子ども教室等）に参加するなどしている。

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

2年

2年

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公募枠 1名 ・現委員の希望の尊重 ・委員会選定基準の明確化 |
|---|

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校便り、コミュニティー便りの発行 ・ホームページの作成 |
|--|

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- PTA役員が、学校運営協議会へ参加。（第2回と第5回）保護者としての意見や提案をし、具体的な教育活動について他のPTA会員に呼びかけている。
- 家庭における基本的な生活習慣づくりについて、中心となって推進する。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 保護者・地域・学校運営協議会委員へのアンケートの実施
- 参観日の保護者への授業評価アンケートの実施
- 各種行事におけるアンケートの実施

5. その他

（別添資料）

- ① 美祢市学校運営協議会規則
- ② 学校経営全体構想図
- ③ 学校運営に関するアンケート
- ④ 自己評価表（アンケート結果）：当日別途配布予定
- ⑤ 平成21年度 学校評価書（自己評価書）
- ⑥ 平成21年度 学校関係者評価書
- ⑦ 平成21年度 学校評価に係る学校改善報告書

【別添資料①】

美祢市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、学校運営に関して美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を基盤にし、地域と結ぶ開かれた学校づくりのため、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる場合には、協議会を置く学校（以下「設置校」という。）を指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。
- 3 指定期間は2年とし、再指定することができる。
- 4 指定校は「地域運営学校」「コミュニティ・スクール」等の名称を、適宜付することができる。

(委員)

第4条 協議会の委員は10名程度とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学校関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の一部は、公募することができる。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 第4条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 3 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること

- (3) その他、協議会及び設置校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと
(委員の解任)

第7条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長が会議を招集し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。

5 校長は、会議に出席し、意見を述べることができる。また、必要あるときは、設置校の職員を出席させることができる。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、過半の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(基本方針等の承認)

第10条 設置校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 組織編成に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること
- (6) その他校長が必要と認める事項に関すること

2 設置校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って、学校運営を行うものとする。

(運営についての意見)

第11条 協議会は、設置校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(運営の参画)

第12条 協議会は、設置校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、協働実践による支援を行うものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合

2 校長は、前項の状況が認められる場合は、教育委員会に対して、指定の取り消しを申し出ることができる。

3 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第15条 協議会は、外部評価（以下「学校関係者評価等」という。）を実施し、外部評価書を作成するものとする。学校は外部評価書を保護者や地域住民等に対して、積極的に公表するものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営規則)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、設置校に置く。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別添資料②】

学校経営
全体構想図

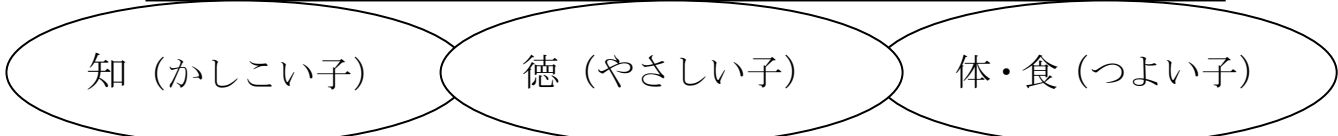
21年度

学校教育目標

自ら考え、確かな判断力を持ち、人間性豊かで、未来の社会に主体的に力強く対応できる児童を育成する。

研修主題

一人ひとりに力をつけ、心を育む教育活動の推進
～ 地域・家庭との連携の充実をめざして ～



学力向上チーム

視点 (地域・家庭と連携したよりよい学習環境づくりの推進)

- 学校支援ボランティアと協力した個に応じた学習支援
- 少人数指導の効果的な活用
- 授業改善のための授業評価
- 読書活動の充実
 - ・ 目標冊数の提示
 - ・ 学年に応じた読書活動
 - ・ 家庭読書の推進
(「家庭読書の日」設定)

チャレンジ目標

よい本を読もう

(月目標: 1・2・3年7冊、
4・5・6年2冊)

岩野 (研修) 岩村 (図書)
寺脇 (幼・保小の連携)

道徳チーム

視点 (思いやりの心や協力し合う態度を育てる道徳教育の推進)

- 家庭・地域の方々との交流
- 学校支援ボランティアと協力した活動の推進
- なかよし班による活動
- あいさつ運動の推進
- 道徳時間の充実
- 「生活アンケート」の実施
- 基本的な生活習慣の定着
- 学校ビオトープの活用

チャレンジ目標

元気な声で「おはよう」のあいさつをしよう。

津村 (道徳) 森次 (特別支援)
金具 (教務) 佐々木 (生徒指導)

体づくりチーム

視点 (元気みなぎる食育・体育の推進、生活習慣の定着)

- 体力づくり運動の推進
 - ・ チャレンジ走の継続 (学期2回記録会実施)
 - ・ 地域マラソン大会への積極的な参加
 - ・ 外遊びの奨励
- 食育の推進
 - ・ 学校支援ボランティアと協力した活動の推進
 - ・ 担任と栄養士による給食指導の充実
- 望ましい生活習慣の定着
 - ・ 「生活リズムチェック」の継続による児童や家庭への意識付けと改善の工夫
 - ・ 体づくりチームによる生活リズムの指導 (全校)
 - ・ 保護者への啓発 (学校保健委員会、保健日より等)

チャレンジ目標

カいっぱい運動しよう。

(一日10分以上)

谷 (保健) 政田 (生徒指導・体育)
岡村 (養護) 伊藤 (栄養士)

【学力向上部会】

学校運営協議会

視点
児童の健やかな育成をめざした学校支援組織づくり

白井 (校長) 佃 (教頭)
金具 (教務) 岩野 (研修)

【道徳部会】

- 保護者・地域住民の学校運営への参画及び学校支援の組織づくり
- 保護者・地域住民のニーズの把握 地域への啓発活動
- 学校からの情報発信と学校評価の実施
- 児童の生活リズム、基本的な生活習慣の向上を図る地域ぐるみ運動
- 幼・保・小・中の連携、交流
- 地域へ貢献できる学校のあり方

【体づくり部会】

「おもしろさ」「とっつきやすさ」「継続」を大切に

伊佐小学校運営協議会

8月26日(水)第3回学校運営協議会を開催し、2学期の取組について話し合いました。

- 「学力向上部会」は読書と家庭学習の習慣化に取り組みます。
 - ・読書貯金の継続
 - ・家庭読書の日の設定
 - ・ボランティアによる「読み聞かせの会」の実施
 - ・「家庭学習の手引き」を配布。学年×10分間程度の家庭学習の奨励
 - 「道徳部会」は学校・家庭・地域が連携したあいさつ運動を展開します。また、「グリーンボランティア」とともに行う緑化活動に取り組みます。
 - 「体づくり部会」は意識調査アンケートをもとに運動や遊びの習慣化に取り組みます。また、家庭に応じた「生活リズムづくり」(グ〜グ〜チャレンジ)を継続して行います。
- *話し合いの中で、委員さんからは、次のような意見が出されました。
- ・「おもしろさ」「とっつきやすさ」を大切に子どもをやる気を育てたい。
 - ・「しつけ」は「し続けること」継続を大切にしたい。



学校運営に関するアンケート調査のお願い

昨年度に引き続き、伊佐小学校運営協議会として保護者の皆様の御意見や御要望を学校運営に的確に反映させ、伊佐小教育の一層の充実を図りたいと考えております。

以下のような内容で、12月にアンケート調査を行いたいと考えております。御協力をよろしくお願い致します。(美祢市小・中学校共通の質問項目1番~14番につきましては変更となる場合があります。)

平成21年度「伊佐小教育のふりかえり」のお願い

番号	内 容
1	お子さんは、授業は分かりやすく、楽しいと言っている。
2	お子さんは、毎日家庭学習をしている。
3	学校や先生たちは、生徒指導上の問題が起こったとき迅速に対応してくれている。
4	学校は、お子さんのよさや気持ちを理解してくれている。
5	学校は、将来の進路や職業について適切な指導を行っている。
6	学校は、計画的に安全指導を実施している。
7	学校は、食に関する指導を積極的に導入し、子どもたちの食生活の改善に努めている。
8	学校は、全校体制で個性に応じた特別支援教育を行っている。
9	学校は、チャレンジ目標達成に向けた教育活動を行っている。
10	学校は、教育の方針や取組、教育活動の成果や課題を学校だよりや学級通信などで説明している。
11	学校は、授業アンケートを実施し、授業改善を図っている。
12	学校は、様々な活動を通して、保護者や地域の人々との交流に努めている。
13	学校では、施設・設備の点検整備を適切に行い、安全な環境が保たれている。
14	お子さんは、英語活動が楽しいと言っている。
15	お子さんは(月間目標 1~3年生7冊・4~6年生2冊 程度)の読書をしている。
16	お子さんは、家のお手伝いをしている。
17	お子さんは、家族や地域の人に元気な声で「おはよう」のあいさつをしている。
18	お子さんは、時と場に応じた言葉づかいができる。
19	お子さんは、朝自分で起きることができる。
20	お子さんは、朝ごはんをきちんと食べて登校している。
21	お子さんは、家庭で決めた時刻に寝ることができる。
22	お子さんは、帰宅後や休日には外で元気に遊んでいる。
23	お子さんは、安心して学校生活を送っている。
24	お子さんは、学校で体力を向上させている。
25	お子さんは、学校で元気に生活している。
26	学校・学級だよりをよく読んでいる。
27	学校の施設(グラウンド・体育館など)は保護者や地域の方に活用されている。



平成21年度 美祢市立伊佐小学校 自己評価表

(肯定率 上段 平成21年度 下段 平成20年度)

美祢市の目標		自らの考え、確かな判断力をもち、人間性豊かで、未来の社会に主体的に力強く対応できる児童を育成する。		地域評価結果		分析・考察(参考)	
項目	評価の視点	肯定率	アンケート項目	肯定率	アンケート項目	肯定率	
学校教育目標	児童生徒が個性や能力を身に着け、主体的に学習に取り組める。課題設定と指導方法の工夫	100	①お子さんは、授業は分かりやすく、楽しい、面白いと言っている。	93.9	①学校は、教育に一生懸命取り組んでいて、楽しんでいる。	100	①授業がわかりやすく楽しい肯定率が伸びていて、児童も楽しんでいる。
教育課程学習指導	自らが進んで課題に取り組む児童生徒の育成	100	②お子さんは、毎日家庭学習をしている。	84.5	②毎日家庭学習に取り組んでいる。	81.0	②児童の自主的な学習意欲が伸びている。
生徒指導	学年や分業間・教育相談との連携を図り、全教職員による協同指導体制が機能する生徒指導組織	100	③先生は、問題が起ったときにすぐ対応してくれる。	90.9	③先生は、問題が起ったときにすぐ対応してくれる。	90.4	③生徒指導の体制が機能している。
進路指導	カウンセリングマインドをもった児童・生徒理解と心の結びつきを基とした指導実践	100	④学校は、一人ひとりの児童生徒のよさや気持ちを理解しようとしている。	90.8	④先生は、自分のよさや気持ちを分かってくれている。	86.2	④児童生徒のよさや気持ちを理解しようとしている。
進路指導	児童・生徒が自らの進路や適性を把握するための、必要な手立て	100	⑤学校は、将来的な進路や職業について通い、意図的・計画的に安全指導を実施している。	55.6	⑤自分にはなりたい職業や夢があり、目標を持って努力している。	82.6	⑤児童生徒が安全に夢を達成できるように進路指導を行っている。
安全管理	災害時・不測の事態を想定した、適切な指導・訓練等の実施	100	⑥学校は、計画的に安全指導を実施している。	96.7	⑥安全学習や体験活動で、緊急の時どきのように対応すればよい、よく知っている。	81.6	⑥災害時の対応が迅速である。
食育指導	積極的な食育指導の推進	100	⑦学校は、食に関する指導を積極的に進めている。	88.3	⑦好き嫌いをなく食べようとしている。	83.2	⑦食育指導が効果的に行われている。
保健管理	心身の健康の保持増進に関する指導の推進	100	⑧お子さんは、毎日10分以上運動している。	78.1	⑧毎日10分以上運動している。	84.6	⑧児童生徒の健康意識が向上している。
特別支援教育	全教職員による特別な教育支援を必要とする児童生徒の理解と指導・支援の協力体制	100	⑨学校は、全教職員で個性に応じた特別支援教育を行っている。	79.9	⑨支援が必要な友達に対して、自分自身の手助けをしたり、手助けをしようとしている。	87.3	⑨特別支援教育が効果的に行われている。
教育目標・努力目標の意識を醸成し、毎日の教育活動の取組		100	⑩学校は、チャレンジング目標達成に向けた教育活動を行っている。	95.2	⑩学校には、チャレンジング目標達成のための活動がある。	92.4	⑩児童生徒のチャレンジング意識が向上している。
組織運営	教育目標、教育課程、児童生徒の実態や学校生活の状況、学校評価の結果等の家庭や地域社会への説明	100	⑪学校の取り組みや児童生徒の様子がよく伝わるように、保護者や地域への情報発信が十分にできている。	99.4	⑪学校の取り組みや児童生徒の様子をよく伝わるように、保護者や地域への情報発信が十分にできている。	98.1	⑪学校と保護者の連携が強化されている。
研究研修	研修の必要性について十分理解した研究・研修組織	100	⑫授業評価を実施し、授業改善に積極的に取り組んでいる。	92.5	⑫学習の後、振り返りを行う場がある。	88.3	⑫授業評価が効果的に行われている。
保護者、地域住民等との連携	地域や社会の期待や要望に応える連携体制	100	⑬学校は、さまざまな活動を通して保護者や地域のみなさまとの交流に努めている。	96.9	⑬先生は、地域の行事によく参加している。	94.9	⑬保護者や地域のみなさまとの連携が強化されている。
施設設備	施設・設備の適切な整備	100	⑭施設・設備の安全点検、維持管理は適切に行っている。	99.8	⑭学校の施設や道具は、いつも安全に使用されている。	90.5	⑭施設設備の安全点検が徹底されている。
英語活動	外部講師と連携・協力した、計画的な英語活動の推進	100	⑮外部講師は、英語活動が楽しいと言っている。	84.8	⑮外部講師は、英語活動が楽しいと言っている。	89.8	⑮外部講師との連携が強化されている。
重点目標	①学力の向上・確かな学力の定着 ②豊かな心の育成 ③健康やかな体の育成	H21 H20					

【別添資料⑤】

学 校 評 価 書

平成22年1月20日

学 校 名	美祿市立伊佐小学校					
校 長 名	校長 白井 一成					
自己評価実施日	前回実施日	平成20年12月3日	今回実施日	平成21年12月7日		
回 収 率	児 童	173名	99.4%	教 職 員	18名	100%
	保 護 者	129世帯	100%	地 域 住 民	19名/19名	100%

教 育 目 標		自ら考え、確かな判断力を持ち、人間性豊かで、未来の社会に主体的に力強く対応できる児童を育成する。						
重点目標 (P計画)	重点目標	1 学力向上、 確かな学力の定着		2 豊かな心の育成		3 健やかな体の育成		
	現状分析に基づいた 設定理由	読書冊数は、目標の80%に迫ることができたが、本年度は、冊数を維持しながら読書の質を上げていく必要がある。 伊佐小家庭学習の手引きを出し、家庭学習の定着をめざしているが、3割程度の児童は、定着していない。そこで、学力向上のために家庭学習の定着が望まれる。		・明るいあいさつに向けての取組は、学校内ではかなり成果を上げることができた。しかし、家庭や地域では難しい場合が多く、児童や登校班による差も大きい。家庭や地域と協力してあいさつの輪を広げる取組を、さらに、継続発展させる必要がある。 ・配慮を要する児童についての情報交換・共通理解を行い、全校体制で指導をする必要がある。		・昨年度睡眠時間確保に向けて家族とともに取り組み成果を上げることができた。更なる意識化と継続的な取組が必要である。 ・学校での外遊びは活発だが、日常の運動習慣を身に付けさせるという意味で、休日の家庭での運動も奨励したい。		
数 値 目 標 (P計画)		・読書冊数月目標 (下学年7冊・上学年2冊) 達成者85%以上 ・家庭学習習慣化。家庭学習提出率85%以上		・登校班相互のあいさつ実施率80%以上 ・地域・家庭・児童会によるあいさつ運動、年2回実施 ・児童理解の会毎月1回実施		・家族で決めた時間に就寝する児童80%以上 ・毎日10分以上運動や外遊びをする児童80%以上		
1 取組の状況 (P計画) (D実践)		○学習を深めたり習熟したりする家庭学習の充実 ○授業改善のための授業評価の活用 ○チャレンジ目標(よい本を読もう)の設定、実行。 ○学校支援ボランティアと協力した学力向上支援		○1学期と2学期に短期集中型のあいさつ運動を保護者や地域に呼びかけて実施。 ○児童会(代表委員会)による、児童の発想を基にしたあいさつ運動の実施 ○配慮を要する児童についての情報の共有、共通理解に基づく全校体制による指導		○生活リズムチェックによる望ましい生活習慣の定着 ○チャレンジ目標(力いっぱい運動しよう～1日10分以上)の設定 ○家庭との連携 ・望ましい生活習慣の実践 ・運動の日常化		
2 目標の達成状況 (C評価)		肯定率	教職員 100%	保護者 81.1%	教職員 100%	保護者 86.6%	教職員 100%	保護者 90.9%
		数値目標の達成状況	児 童 80.3%	地 域 100%	児 童 85.5%	地 域 100%	児 童 83.1%	地 域 94.7%
			・読書冊数月目標達成87% ・家庭学習提出率89%		・登校班相互のあいさつ実施85% ・地域・家庭・児童会によるあいさつ運動、年2回実施 ・児童理解の会毎月1回実施		・家族で決めた時間に就寝する児童68.1% ・毎日10分以上運動や外遊びをする児童84.9%	
3 取組の適切さの検証結果 (C評価)		・学年に応じた読書冊数の月目標を決めて読書量を確保することができた。また、良書を紹介したり、読後指導をしたりすることにより読書の質が深まった。 ・授業評価の反省点をもとに、学習展開を修正することにより授業改善を図ることができた。 ・課題を与えたり、自主勉強を勧めたりして家庭学習の習慣化を図り、保護者の理解も得られつつある。家庭学習に着実に取り組む児童が増えた。		・地域・家庭と連携したあいさつ運動を計画通り2回実施し、大人からも児童にあいさつしようとする機運が高まった。 ・児童会によるあいさつ運動を2回行うことで、児童が自主的にあいさつすることができるようになってきた。 ・「児童理解の会」を毎月行い、担任しているクラス以外の児童の情報についても共通理解し、個に応じた適切な援助や声かけが全校的にできるようになってきた。		・学期に1回の生活リズムチェックが生活習慣づくりのよいきっかけとなった。達成率の低さから、早寝の習慣づくりの難しさが感じられるが、家族で話し合っ、保護者とともに努力するという姿勢ができてきた。 ・「体づくりチャレンジカード」を使って自分自身を振り返るという取組で、児童の意識は高まっている。休日にも運動や外遊びをして体を動かそうとする児童が増えてきた。		
4 改善方策 (A改善)		・読書時間の確保に努めるとともに読後指導にさらに力を入れ、本の内容理解を深めたい。 ・授業評価の機会や観点を吟味し、授業改善・学力向上につながる効果的な方法を検討したい。 ・家庭学習の意義ややり方を分かりやすく説明し、学習内容を充実させたい。また、習慣化していない児童には、個別に指導を重ねることが必要である。		・あいさつ運動に全家庭の約60%の協力を得た。地域や家庭と連携したあいさつ運動の参加率を高めるために、一層の声かけが必要である。 ・友だち同士のあいさつが低調なので、できたかどうかのチェックリストを工夫したい。 ・あいさつは児童の人間関係を基盤としているので、仲間づくりや信頼関係を育む取組を継続したい。		・児童と家庭の意識をさらに高めていく方法を工夫して、「生活リズムチェック」を今後も続けていくことが必要である。 ・「体づくりチャレンジ」をさらに続けて意識化を図るとともに、家庭とも連携をとりながら一人ひとりの児童に応じた対応をしていくことが必要である。		
重点目標以外の 気 づ き		・生徒指導上の問題については、全教職員で児童理解を深め、協力・連携しながら全校体制で取組を進めており、早期発見・早期対応がかなりできているので今後も継続したい。 ・学校運営協議会設置校として、地域や保護者の「学校支援ボランティア」と共同実践する学習や教育活動の創造・開発・見直しに取り組み、発展・改善に努めたい。						
学校関係者評価に 必要な資料		○学校要覧 ○アンケート結果集計表 ○自己評価表 ○学校運営協議会各部会資料 ○授業評価結果 ○行事アンケート結果 ○学校だより						

【別添資料⑥】

学校関係者評価書

平成22年2月15日

学校名	美祢市立 伊佐小学校
学校関係者評価 委員名(9)名	委員長 岡村 昭一 副委員長 澁谷 健 委員 神徳 良信 篠田 清臣 杉山 幸代 田中 義和 田中 よし子 西山 美貴 山本 幸利

教育目標	自ら考え、確かな判断力を持ち、人間性豊かで、未来の社会に主体的に力強く対応できる児童を育成する。		
重点目標	① 学力向上、確かな学力の定着	② 豊かな心の育成	③ 健やかな体の育成
1 取組の状況 に関する意見	○読書冊数を増やすことよりも、よい本をしっかり読むことに目標を修正し、様々な方法で好きになるような取組をしている点は評価できる。 ○学校が学年に応じた課題を出すことは、家庭学習の習慣化に効果的である。また、保護者の理解と協力が得られつつある点もよい。	○学校(児童会)・保護者・地域が連携したあいさつ運動を年に2回実施したことで、元気にあいさつをしようとする意識が高まった。 ○一人一鉢の栽培活動では、グリーンボランティアや縦割り班による異学年とのふれあいができ、コミュニケーション能力の育成や仲間づくりに効果があった。	○「生活リズムチェック」の期間は、親子でがんばろうという意識が高まるので、よい取組である。 ○「チャレンジ走(持久走)」の話題は家庭でもよく出る。継続的な取組でよい。 ○学校保健委員会で、体づくり運動を保護者参加型で実施したのは効果的だった。
2 目標の達成 状況による意見	○読書、家庭学習とも教職員の肯定率に比べて保護者や児童の肯定率が低い。家庭では児童が進んで本を読む姿が学校ほど見られない。また、家庭学習が習慣化していない児童が10%程度見られる。家庭の理解と協力を得て、一人ひとりの児童に応じた対応をすることが必要だろう。	○登校班相互のあいさつ実施が85%に達したのは、保護者や地域の方の協力と児童会による自主的な取組により意識を高めることができたからだと考えられる。 ○「児童理解の会」を計画的に実施し、全校体制で共通理解して指導に当たっていてよい。	○「生活リズムチェック」の達成率が低いのは残念。望ましい時間に児童が就寝するためには、家族の協力が必要なので保護者の意識を一層高める努力が必要である。 ○毎日10分以上の運動は、児童の自己評価では達成者が85%。運動の習慣をつけるために、個別指導をすることが望まれる。
3 取組の適切 さの検証結果に 対する意見	○朝の読書タイム、読み聞かせ、お薦めの本紹介、読書日記、ブックリサイクルなど読書活動の推進に向けて学校はよく努力している。よい本をしっかり読むことに重点を移したことは、読書の質の向上という点で適切だった。学校で楽しく読書している姿が、家庭ではあまり見られない点が課題である。 ○「家庭学習の手引き」の配布、学年に応じた課題の提示など、家庭学習の習慣化に向けた取組は適切である。定着していない児童については、家庭との連絡を密にしてさらに支援できるとよい。	○登校班では、班長があいさつすると他の児童もあいさつをする。登校班のリーダーの態度が下の学年の児童に与える影響が大きいので、高学年への意識付けが大切である。 ○大人と出会った場面ではある程度あいさつできるが、児童同士が出会った場合であいさつをしないことが多い。すれ違った友達(異学年)にもあいさつができるように声かけを続けるとよい。 ○緑化活動や清掃活動だけでなく、縦割り班の活動、異学年がふれあう活動を増やす必要がある。	○「グ〜グ〜チャレンジ」が簡素化され、取組が記録しやすくなった。昨年度実施したファミリーミーティングは、家庭の実情にあつためあてを家族の話し合いで決定するところがよかったので、また実施するとよい。睡眠の意義など児童は理解していても保護者には浸透していないので、よく分かる文書等が出されるとよい。 ○体力づくりの具体的な取組「チャレンジ走〜みんなで北海道まで走ろう〜」などが、あまり保護者に知られていない。取組を、学校だより等でもっと広く知らせるとよい。
4 改善方策に 対する意見	○座ってゆっくり読む場所を作ったり、司書ボランティアを募集したりして、図書室に行きたくなるような方法を工夫したい。また、生活リズムチェック(グ〜グ〜チャレンジ)のように、「読書週間」を設定して家庭読書を奨励してはどうだろう。 ○家庭学習の習慣化のためには、児童の帰宅後の生活を点検し、それぞれの家庭に応じた「家庭学習をする時間」を生活リズムの中に位置づけるとよい。	○あいさつは、日々の継続が大切である。今年度はあいさつ運動を2回実施したが、学期に1回あいさつ運動があると、児童の意識がさらに高まると考えられる。 ○小学校は学級が生活の中心で異学年の児童が交流する場面が少ない。あいさつは児童の人間関係が基盤。あいさつを活性化させようとするなら、異年齢集団活動を遊びの中に取り入れるなど、仲間づくりにも力を入れてほしい。	○睡眠時間だけでなく、時間の流れをイメージさせ、生活リズム全体を意識付けるために「グ〜グ〜チャレンジ」で生活のタイムテーブルを作成すると、さらに効果的だと考えられる。 ○家庭と連携し、家庭での取組の充実を図るためには、学校の取組を効果的に発信する必要がある。実施のねらいや効果、具体的な方法などがよく分かるような情報を学校だよりなどで、積極的に提供するとよい。
学校運営の改善 に関する意見	○学校運営協議会委員と、教職員、PTA理事が集まって話し合う機会が年間2回あり、コミュニティ・スクールとして、学校・家庭・地域の連携を図ることができたのは効果的だった。 ○知・徳・体のバランスのとれた成長をめざして「学力向上」「道徳」「体づくり」の3部会が、創意工夫しながら伊佐小の教育活動に計画的、継続的に取り組んでほしい。 ○児童理解に努め、情報を共有し、全教職員で協力・連携して生徒指導に取り組み成果を上げている。学校として一体感のある取り組みを継続してほしい。		

【別添資料⑥】

【別添資料⑦】 平成21年度 学校評価に係る学校改善報告書

平成22年3月3日

1 学校の概要			
学 校 名	美祢市立伊佐小学校	校 長 名	白井 一成
児童生徒数	174	学 級 数	8 学級

2 教育目標	
(1) 教育目標	「自ら考え、確かな判断力を持ち、人間性豊かで、未来の社会に主体的に力強く対応できる児童を育成する。」
(2) 重点目標	①「学力の向上・確かな学力の定着」 ②「豊かな心の育成」 ③「健やかな体の育成」
(3) チャレンジ目標	○ よい本を読もう。 月目標 1～3年7冊 4～6年2冊 ○ 元気な声で「おはよう」のあいさつをしよう。 ○ 力いっぱい運動しよう。(1日10分以上)

3 重点目標達成についての総括的評価	
①	学習支援ボランティアを活用した学習は、個に応じた対応、多様な学習場面の設定、コミュニケーション能力の育成など学力向上の面で大きな効果が期待できるので、さらに充実させたい。多様な取組を通して児童の読書活動を推進している。重点目標を読書量の増加から読書内容の充実に転換したことで質の向上を図ることができた。家庭での読書及び家庭学習の習慣化に向けた取組は、個に応じた指導を図るなど改善が必要である。
②	地域の方や保護者に協力を呼びかけ、明るいあいさつの輪を地域に広げる取組を年間2回実施したことは効果的だった。児童同士のあいさつに課題が残った。人間関係づくりなど広い視野からの取組が必要である。
③	家庭の状況に応じた早寝早起きの取組や、体力づくり運動の取組は「健やかな体の育成」のために必要である。学校保健委員会を活用して、親子でできる運動や体力テストを体験する場を提供するなど、保護者の理解と協力を求める取組が効果的だった。さらに取組を適切に情報発信して、継続・充実させたい。

4 来年度の学校課題	
①	知・徳・体のバランスのとれた児童の育成をめざした学校経営を継続する。
②	学校運営協議会設置校として、取組の見直しを図るとともに、効果的な情報発信をして、学校・家庭・地域が連携した取組が、家庭や地域に広く理解され、さらに協力が得られるよう一層の充実を図る。
③	個に応じた指導及び家庭学習の習慣化に向けた取組により基礎・基本の定着に尽力するとともに、活用力の育成に重点を置いた学習指導に積極的に取り組み、学力向上を図る。

5 学校課題に向けての具体的な取組	
①	学校運営協議会を、委員、教職員、保護者代表が加わった「学力向上部会」・「道徳部会」・「体づくり部会」の3部会の組織とする。(継続実施) 年間6回の学校運営協議会を開催して、家庭・地域と一層の連携を図りながら学校運営を行う取組をさらに発展させる。
②	学校支援ボランティアの参加という視点から、授業や行事の見直しを行い、活動の場を工夫して、年間で学校支援ボランティア200名の協力による知・徳・体(食育)のバランスのとれた教育の推進を図る。
③	個別指導に重点を置いて、家庭学習の習慣化に向けた取組を継続する。また、児童の授業評価を毎月1回程度、参観者による授業評価を学期に1回程度、自主的な授業公開を学期に1回程度実施し、授業改善に努め、教員の指導力向上、児童の学力向上を図る。

※ 自己評価書及び学校関係者評価書を添付すること。
また、学校自己評価表～「ゆとりある学校づくりの推進」も添付すること。

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(はちおうじしりつ みやかみしょうがっこう)								
学校名	八王子市立宮上小学校								
(ふりがな)	(はちおうじし みなみおおさわ)								
所在地	東京都八王子市南大沢五丁目10番地								
電話番号	042(676)3911			FAX番号	042(677)0164				
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		1	2	1	2	1	2	3+1	12+1
児童・生徒数		36	47	34	55	40	58	(22)	292
	(特支)	2	4	3	4	1	6	(22)	22
教職員数	20人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成21年 4月 1日			
学校運営協議会の委員数・構成	7人	内	地域代表 3人、保護者代表 1人、教職員 2人、 大学教授等有識者 1人						
		訳	学校運営協議会代表者(会長等): 地域代表(市育成指導員、会社員)						
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本校はニュータウンの開発と共に平成元年に開校した。住民は全員新しく住み始めた方々である。 平成21年度コミュニティ・スクール推進事業の調査研究校であり、平成22年度「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進への取組」に係る委託事業の研究校に指定されている。 平成21年度、平成19年度に学校運営協議会を設置している中学校区にある2つの小学校に学校運営協議会が発足した。八王子市が平成23年度から実施する小中一貫教育に資するため、3校合同による学校運営協議会を実施している。 								

(平成22年 7月 7日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 八王子市教育委員会は、「八王子市教育委員会教育目標」を達成するための「主要教育施策」の中で、「地域運営学校(八王子市では学校運営協議会を設置した学校を地域運営学校と呼んでいる=コミュニティ・スクール)」、「小中一貫教育」等を軸に教育改革、学校改革の一層の推進を図るとした施策を各学校に提示した。
- 変化しつつある諸課題を迅速に受け止めるため学校評議員会では、「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」の施策に関心を示し、文部科学省や先進校のホームページ、フォーラムなどからの情報収集を行い、この施策を活用する有用性についての議論を重ねた結果、宮上中学校では「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」を試行することとなった。
- ニュータウンの住区は2小学校1中学校を基本として形成されている。地域が同一となる2小学校においても学校運営協議会の設置を希望する意向があり、小中一貫教育に資する「中学校区学校運営協議会」を設置することが望まれていた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 小学校では学校評議員と議論を積み重ね、学校運営協議会が校長の経営計画や教育課程の編成を審議・承認することで学校の透明性が図れること、教職員一人一人がその持ち味を発揮できるように支援していくことで学校の活性化が期待できることから、教育委員会に学校運営協議会を設置する学校として指定の申請をした。
- コミュニティ・スクール先進校の取り組みの多くは、八王子市教育委員会が行っている「サタデースクール（注）」の内容とあまり変わらないように感じつつも、学校運営協議会制度本来の趣旨から、この制度を活用することで様々な課題について解決に向けた可能性が大きくなると考えた。

（注）サタデースクール：市教育委員会が地域の人々で構成される「運営委員会」に委託し、地域の子供たちの様々な体験・活動を企画・運営する小学校区ごとの活動。平成22年度は市内31地区で実施。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 基本となる方針〈協議会の基盤・原点とする方針〉の決定
 - ⇒ 学校運営協議会設置の目的を明らかにし、将来を見据えて活動にぶれが生じないようにするためには、基本となる方針の決定が必要と考え、以下の標語を方針としている。
 - コンセプト 「教育の原点への回帰」
 - モットー 「子供たちのために」
 - スローガン 「いい対話・いい関係・いい環境」
- 地域への周知
 - ⇒ 人と人のつながりが薄く、自分に関わりのないことには関心を持たない傾向の見られるニュータウンでは、「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」を周知するツールは極めて乏しい。そこで、学校だよりやホームページに活動内容を掲載すると共に、「みやかみ会（保護者会）」や「青少年対策地区委員会（青少年の健全育成を進める団体で、中学校区域を単位に組織）」等の会議で、学校運営協議会の取り組みについて広報した。
 - また、来校者に関心・啓発を図るために、「八王子市地域運営学校（コミュニティ・スクール）」と校門に表示し、学校運営協議会委員の氏名と写真を校内に掲示することにした。
- 学校運営協議会委員の候補者選定
 - ⇒ 充て職ではなく、実際に子供や地域のために汗をかいている方を選定することとした。理由は現実の子供の姿を直視できていない方であれば、課題認識と解決へ向けての話が深まらないと判断したためである。委員に欠員が生じた場合は市の設置規則に従い途中で補充することにした。
- 学校運営協議会委員や教職員への制度趣旨の説明
 - ⇒ 委員へは市の教育委員会事務局職員が説明し、教職員には校長が説明し、制度の理解を深めてもらった。

- 学校運営協議会の審議内容案の企画
 - ⇒ 学校運営協議会を運営するために教職員によって構成する事務局を学校に設置した。学校運営協議会の1年間の審議内容案を作成し、承認を得て協議会運営を行い、年度末には審議内容予定の見直しを行うこととした。
- 開示する学校情報や児童の情報への対応
 - ⇒ 児童や教職員個人のプライベートな情報提供はしないが、それ以外の情報は原則として提供することにした。また、会議は原則公開とするが、準備のための打ち合わせや人事に関する案件は非公開とし、公開と非公開を区別して行うこととした。
- 学校運営協議会委員以外の保護者や地域ニーズの把握方法
 - ⇒ 学校評価に係る保護者アンケートによるニーズ把握や、ニーズを常に把握するための意見回収箱を学校玄関に設置することにし、また、相談用のメールアドレスの開設、さらに、地域の会合や「みやかみ会」の会合へ学校運営協議会委員が出席し、学校に対するニーズがないかを把握するようにした。
- 保護者や地域のニーズ結果を学校運営協議会に反映するシステム
 - ⇒ メーリングリストにより保護者や地域の学校に対するニーズを学校運営協議会委員間と教職員が共有するとともに、学校運営協議会のレジュメや資料は開催の1週間前に事務局から協議会委員にメールで送付し、メール等により意見も整理し、論点を絞った上で会議に臨むこととした。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 東京都教育委員会は学校運営協議会に対する情報提供の手段として「教員公募制度」を実施しているが、学校運営協議会が求める教職員として策定した「望む教員像」（「教員公募案」）に基づき地域と共に汗をかける意気込みを持つ教職員を増やしていくこと
- 学校評価に係る仕組みづくりをすること
- 平成23年度から始まる小中一貫教育へ向けての準備を始めること

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 学校運営協議会委員と教職員との距離感を縮める工夫を図ること
- 学校に関わる関連業者選定の透明性を図るための仕組みづくりをすること
- 全国学力調査の結果や学校独自の学力調査に見られる達成値の低い生徒への学力向上対策を講じること

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 「主幹が転出の場合、その後任には、力のある主幹教諭」を要望
- 「コミュニティ・スクールの事務処理とコミュニティ・スクール推進事業への適切な対応のため、事務職員（市費支弁職員）の引き続きの配置」を要望

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 在籍教職員に対して異動希望聴取時に「望む教員像」に示された職務行動の確認を行い、異動の可否を判断させた。また、転入教職員に対して、異動決定（内示）後の面接時に「望む教員像」について説明したが、事前に学校ホームページに掲載されている「望む教員像」を見てきており、面接はこれまでよりスムーズに運んでいる。教員は「みやかみ会」各部に所属し、「みやかみ会」活動に保護者と共に参画し、様々な地域行事にも児童と一緒に参加するようになった。
- 未整備だった学校評価のシステムを整えた。
- 中学校に進学し、授業についていけなくなるという問題を解消するために、中学校の余裕教室を活用して中学校生活を実際に感じてもらう小学校6年生の移動授業を行った。また、小中の教職員の連携を密にするため、4月に小中教職員と学校運営協議会委員が一同に会した「出発式」を行い、「中一ギャップの解消」に取り組むため、夏季休業中の2日間、知育（算数・数学、国語）、体育、徳育、食育、規範意識、特別支援の6つの柱をもとにした小中合同の「教員研修」を行った。
- 学校運営協議会において、教育活動の課題や方針等の説明者を各学年及び各分掌を担当する主任、教科領域主任、学校行事の担当主任まで拡大した。説明の経験をした教職員は「最初は緊張したが、質疑応答のやりとりを経て、案件が承認されたときは委員を身近に感じる。」と述べ、委員と教職員の関係がより一層緊密になった。
- 卒業アルバム等の多額の保護者負担があるものに係る業者の選定は、各業者のプレゼンをもとに学校運営協議会の要望を含め審議・検討し選定するシステムにした。

【教育活動に関すること】

- 2極化してきた学力格差の解消のため学力補充システムとして、水曜日の放課後、退職教員による補習教室を始めた。

【教職員の任用に関すること】

- 事務職員（市費支弁職員）について意見書に沿った配置がされた。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 教職員は「望む教員像」を意識した職務行動が定着してきた。
- 学校運営協議会で担当する教育活動の方針等を説明し、その承認を受けた教職員は協議会委員への親近感も感じ始めている。そのため、学校運営協議会は教職員と地域を繋ぐツールになると思われる。
- 職員会議における重要案件は学校運営協議会の承認が必要となることを教職員が認識している。

【教育委員会側】

- 「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」が地域に開かれ信頼される学校づくりや学校活性化に効果的であることから、学校の実態や地域の要望を捉えて、「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」を拡大することとした。
- 八王子市における教育振興基本計画として策定された「ゆめおり教育プラン」において、地域に開かれ、地域に支えられる学校の実現、時代の変化と教育を受ける側からの要請に対応できる教育の実現を目指し、「地域運営学校の推進」を重点施策に位置付けた。
- 「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」について地域住民、保護者の一層の理解が必要であると考え、「地域運営学校発表会」、「地域運営学校講演会」を開催した。

【園児・児童・生徒側】

- 地域の方との接点が増え、街中でも地域の方へ日常的に挨拶する児童が増えてきた。
- 学校運営協議会の提言を踏まえた小中一貫教育の取り組みにより、中学校生活に不安なく入学できたとの声が生徒から聞かれるようになった。

【保護者側】

- 学校運営協議会が「みやかみ会」の組織改革と同時に動き始めたので、学校の変化を感じながらも、まだ、静観している状態である。
- 「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」の名前は浸透してきているが、学校評議員会との区別や「みやかみ会」活動との違いについてなかなか理解が進まない。

【地域側】

- 地域活動に積極的に関わっている方に「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」の名前は浸透してきているが、「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」の制度についての理解はまだ不十分である。
- 来校者が校門の表示を見て、「地域運営学校」及び「コミュニティ・スクール」や「学校運営協議会」とはどのようなものなのかと質問されるようになったことから、関心は示されつつある。
- 特別な支援が必要な児童に対する特別支援教育をサポートするために、「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」の仕組みの中に「特別支援教育サポートプロジェクト」を保護者・地域協力者・有識者などで立ち上げた。これは児童の現状をより深く理解し、それを保護者・地域に伝えることで広く課題を共有することが目的である。

7. 学校運営協議会の設置後にかかえている課題

- 八王子市教育委員会としては、学校運営協議会を「学校の教育委員会」と考えている。各自治体の教育委員会に事務局があるように、学校運営協議会の運営を支える事務局体制の充実と効率化が課題である。
- 小中合同の学校運営協議会の連携と各学校運営協議会の自立の在り方
- 現在の学校運営協議会委員の後継者となる候補の開拓
- 「特別支援教育サポートプロジェクト」ワーキンググループなどの取り組みを通じて「つながりの希薄さによるコミュニケーション不全」が、この地域の1つの大きな課題ということが見えてきた。コミュニケーションが不十分なためすれ違いが起きやすく、それを修復するための関係性も希薄なため、双方が正しさを主張し合いお互いを傷つけてしまう「一方的働きかけの悪循環」が大きな課題である。
- 特別な支援が必要な児童は自信がなく、自己評価が低下している場合が多い。これは家庭・学校・地域で「一方的働きかけの悪循環」に巻き込まれていることも大きな要因と考える。このような悪循環は未就学段階でも起こる可能性があり、小学校就学以前の支援も課題である。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 学校運営協議会は学校ごとに設置できるものであるため、「宮上中学校区学校運営協議会」は、学校ごとに時間を区切り、委員は3校とも全く同一とせず、席も移動して審議している。
その中でも事務局の効率化等を図るため、①会議用資料は会議の1週間前までに各委員にメールで配信し、②学校運営協議会の司会は審議当該校の教職員が務める、③議事録は事務局が記録し、学校運営協議会会長（会長は3校とも兼任）が決裁を行い、副校長の事務処理の軽減を図る取り組みを行っている。
- 小中学校の校長が毎月定期的に学校運営協議会の運営のための事務局会を行う。
- 学校運営協議会が提言した活動を支える7つの「推進組織（相談窓口、特別支援教育サポートプロジェクト、学校評価部会、学習支援部会、図書活用部会、広報部会、放課後部会）」の各部会の方や、「みやかみ会」活動、「青少年対策地区委員会」活動に携わる人を増やし、その中で「汗をかいている人」を基準にした候補リストを作成する。
- 「特別支援教育サポートプロジェクト」では、①学校運営協議会委員による「つぶやき通信」を通して、児童の困り感をマンガで伝えたり、保護者の気持ちをつぶやきながら、児童・教職員・保護者が課題を共有する、②特別な支援が必要な児童の担任が、児童の様子や教師の対応のメモを取り、それを元に保護者・教職員・有識者などが集まって、「カンファレンス」を開き課題を共有することで、「一方的働きかけの悪循環」を減らす取り組みを行っている。

Ⅱ 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年12回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 4. 11	(審議) 平成21年度第4土曜日の学力補充システム (審議) 平成21年度数学少人数授業 (審議) 平成21年度小学校経営計画 (審議) 平成21年度中学校経営方針 (協議) 平成21年度学校評議員の人選 <協議> 文部科学省推進事業、小中連携へ向けて
2	H21. 5. 9	(審議) 平成21年度生活指導方針 (審議) 平成21年度学年経営方針 (審議) 平成21年度特別支援学級経営方針 (審議) 平成21年度学校予算案 (審議) 平成21年度運動会・体育祭 (報告) 平成21年度授業診断実施計画 <協議> 学習支援の在り方
3	H21. 6. 13	(審議) 平成21年度研究協力校の概要 (審議) 平成21年度通知表の書式 (協議) 平成21年度文科省推進事業の概要 <協議> 「みやかみ会」活動、夏季教員研修
4	H21. 7. 11	(協議) 平成22年度の教員公募案 (報告) 中学校3学年の修学旅行の実施案 (審議) 中学校1学年の修学旅行先 (報告) 1学期授業診断の結果 (報告) 第1回学校評議委員会の報告
5	H21. 8. 15	<協議> 望む保護者像の策定
6	H21. 9. 12	(協議) 中学校1学年の修学旅行の業者選定 (審議) 平成22年度配分予算の編成 (審議) 平成21年度文化祭 (審議) 平成22年度学校経営計画
7	H21. 10. 10	(審議) 平成22年度の組織編成に関する基本方針 <協議> 中学校区学校運営協議会の検討 <報告> 京都市の取り組み
8	H21. 11. 7	(報告) 平成21年度保護者アンケートの結果 (審議) 平成21年度の学校評価の取り組み (審議) 平成22年度選択教科の開設
9	H21. 12. 12	(協議) 宮上中学校区学校運営協議会の在り方について ①組織 ②準備会 ③推進委員の公募 (審議) 平成22年度の教育目標について <協議> 宮上中学校区学校運営協議会の組織

10	H22. 1.10	(報告) 平成21年度教員による学校評価の課題 (協議) 宮上中学校区学校運営協議会の活動について ①仕組みの承認 ②委員の推薦及び承認 <連絡> 委員の自己紹介
11	H22. 2.13	(協議) 平成22年度卒業アルバム業者選定 (報告) 平成21年度学力定着に向けての取り組み <連絡> 新規の協議会委員へ教育委員会事務局の説明
12	H22. 3.13	(審議) 宮上中学校の平成22年度教育課程 ①通常学級 ②特別支援学級 (協議) 宮上小学校の平成22年度教育課程 ①通常学級 ②特別支援学級 (協議) 下柚木小学校の平成22年度教育課程 <協議> 宮上地区学校運営協議会の運営について <連絡> 宮上中学校区小中合同出発式
<p>(補記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校区合同に学校運営協議会を開催し、案件は揃えているものの、学校ごとに時間を区切り、審議している。 ・学校運営協議会は学校行事(入学式、体育祭、文化祭、卒業式、新入生保護者説明会)や地域行事(青少対主催事業:スポーツ祭、音楽祭、地域清掃、総会)への参加、また、夏季の教員研修に参加している。 		

※「議題等」欄の各議題文頭が()のものは公開、< >のものは非公開

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

4年
2年

- ・校長を除く委員については校長が推薦でき、市教育委員会もこれを尊重している。
- ・校長を除く委員は6人(内訳、地域代表3、保護者代表1、教職員1、有識者1)であるが、欠員の補充は、委員の話し合いを経て校長が推薦する。
- ・校長としても委員の推薦基準は地域の諸活動に汗をかいている人とし、充て職の対応はしていない。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- ・本校ホームページにある学校運営協議会のフォルダーに掲載し公開している。
- ・また、「オープン」「バリアフリー」を目指して、現在、ブログを立ち上げ、より見やすくより親しみやすいツールとしての有用性の検証をしている。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 学校運営協議会で提言した活動を支える7つの「推進組織（相談窓口、特別支援教育サポートプロジェクト、学校評価部会、学習支援部会、図書活用部会、広報部会、放課後部会）」は小中合同の組織で、学校運営協議会委員もそれぞれ各組織の一員であるが、これらの組織の連携の在り方は今後の検討課題である。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校運営協議会委員は、「みやかみ会」や「青少年対策地区委員会」の諸会議に出席し、意見交換を行っている。
- 学校運営協議会委員が、「推進組織」にある学校評価部会に出席し、授業評価や外部アンケート、自己評価の集計結果の報告を聞くなど、学校運営に対する意見を把握するようにしており、このことは、学校の自己評価の重要な資料となっている。また、学校評価全般に係る事務処理等に携わるとともに、学校関係者評価を行い、学校評価全体を担っていく取り組みを始めている。

5. その他

（別添資料）

- 「八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」
- 「平成22年度宮上中学校区学校運営協議会（公開）審議内容」
- 「平成22年度宮上中学校区学校運営協議会の運営について」

八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成19年2月7日
教育委員会規則第2号

改正 平成21年3月4日教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき八王子市立学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限及び責任の下に、学校運営に関して協議するとともに、保護者及び地域の住民等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画の促進及び学校との連携を進めることにより、一層地域に開かれ信頼される学校づくりに寄与するものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「指定学校」という。)として指定することができる。

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

3 第1項の指定の期間は4年とし、再指定することができる。

(委員)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 当該指定学校の所在する地域の住民

(3) 当該指定学校の校長

(4) 学識経験者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が推薦することができる。

3 前項の推薦に当たっては、当該指定学校の校長が委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、第2項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

5 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該指定学校の指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会の運営に著しい支障を来すような行為

(2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為

(3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

(委員の免職)

第7条 教育委員会は、委員が退職を願い出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(基本的な方針等の承認等)

第9条 指定学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 当該指定学校の教育目標及び学校経営計画
- (2) 当該指定学校の教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 当該指定学校の組織編成に関する基本方針
- (4) 当該指定学校の配分予算の編成に関する基本方針
- (5) 当該指定学校の施設の管理に関する基本方針

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に基づき、学校の運営を行わなければならない。

(運営等に関する意見)

第10条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(会議)

第11条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があるときは、当該指定学校の校長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。

6 会長は、必要があるときは、校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 校長は、会長と協議のうえ、会議に職員を出席させ意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開とする。ただし、当該指定学校の職員の人事に関する事項その他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営への参画促進等)

第13条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

3 協議会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならない。

(指導又は助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うものとする。

(運営に必要な事項等)

第15条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

3 協議会は、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、指定を取り消すものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月4日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成22年度 宮上中学校区学校運営協議会(公開)審議内容

	審議内容(公開)	その他の関連事項(案)
第 1 回 4月10日	【共通案件】 学校経営計画 学年主任	学年経営方針 H22 学校評価の内容 H22OJTの内容
第 2 回 5月 8日	【共通案件】 施設の管理・学校予算に関する事項 事務主任 体育祭主任	学校予算案 体育祭案 推進事業の概要
第 3 回 6月12日	【共通案件】 学習指導上の課題に関する事項 算数・数学・国語・研究・学習主任	推進部会全体会
第 4 回 7月10日	【共通案件】 生活指導上の課題に関連する事項 生活指導主任・道徳主任	修学旅行業者の選定
第 5 回 9月11日	【共通案件】 教員公募に関する事項 事務主任 文化祭主任	配分予算案 文化祭案 22 年度学校経営計画案
第 6 回 10月 9日	【共通案件】 組織編成に関する基本方針 副校長・主幹	学校評価部会 ＜授業評価の集計＞
第 7 回 11月13日	【共通案件】 学校評価に関する事項 ＜学校関係者評価＞ (授業評価の結果について) 副校長・教務主任・学校評価部長	学校評価部会 ＜教員・保護者・生徒のアンケート＞
第 8 回 12月11日	【共通案件】 学校評価に関する事項 ＜学校関係者評価＞ (教員・保護者・生徒のアンケート結果について) 卒業式 副校長・教務主任・学校評価部長	学校評価部会 ＜学校評価に関するまとめ＞
第 9 回 1月 8日	【共通案件】 学校評価に関する事項 ＜学校関係者評価＞ (自己評価の結果について) 学校運営協議会の外部評価 副校長・教務主任・学校評価部長	
第10回 2月12日	【共通案件】 学校評価に関する事項 (学校関係者評価を踏まえた改善策について) アルバム業者選定 副校長・教務主任	
第11回 3月12日	【共通案件】 教育課程(次年度)に関する事項 教務主任	

H22

宮上中学校区学校運営協議会の運営について

基本 毎月第2土曜日に合同開催とする。
場所 宮上中学校 応接室、会議室
理由 委員のスケジュール軽減ため
応用 別日に各学校の開催も可能とする。

事務局体制の確立 (重要 : Key)
 運営協議会の運営の下支えの組織

学校運営協議会の時間配分 (原則)

【公開審議】各学校の時間 30分 計 90分

- ① 9:30～10:00
- ② 10:00～10:30
- ③ 10:30～11:00

【非公開審議】原則、合同での審議

審議の優先順は事前に事務局で調整する。

第2土曜日のタイムテーブル

- 【事務局】 8:30～ 9:00 (会の準備)
- 【非公開】 9:00～ 9:30 (公開の確認)
- 【公開】 9:30～11:00
- 【非公開】 11:00～12:00 (次回の確認)

学校運営協議会の進行

各協議会の学校教職員

学校運営協議会の記録

(公開) 事務局

(非公開) 事務局

学校運営協議会の広報

全体に関する内容 事務局
 各協議会の内容 各学校

【事務局】
 (学校長) 小井塚、前島、高橋、
 前月最終週 取り扱い内容の整理 原則：水曜日午前
 (各学校地域担当者)
 ○○○○ ○○○○ ○○○○
第1週末まで、全委員に資料を配信
 (その他)
 ○○○○ ○○○○

【推進組織の活動時期】

相談窓口	通年
特別支援	通年
学校評価	9月～12月
学習支援	検定(6月7月9月10月) その他(今後検討)
図書活用	適時(今後検討)
広報	適時(今後検討)
放課後	適時(今後検討)

【公開審議案件について】

- ・各学校、毎月1案件程度とする。
- ・資料送付の際、審議ポイントを明示する。
- ・委員は、事前に熟読し、意見を簡潔に述べる。
- ・その他の案件は、学校ごとにメール等で集約し、公開審議の場では承認、非承認のみを行う。

【非公開審議案件について】

- ・事務局で調整した案件を審議する。
 - ・原則、各学校の全委員が対応する。
- (理由：小中一貫教育及び地域づくりに資するため)

【委員以外の傍聴について】

(公開) 受付簿に記名し入室する。
 (非公開) 会長が許可した方のみ入室できる。

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(さがしりつ あかまつしょうがっこう)								
学校名	佐賀市立 赤松小学校								
(ふりがな)	(さがし なかのたてまち)								
所在地	佐賀県 佐賀市中の館町1番39号								
電話番号	0952 (24) 4225				FAX番号	0952 (24) 4226			
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		3	3	3	3	3	3	3	17
児童・生徒数		98	97	98	104	94	84		575
	(特支)	0	2	3	1	2	4		12
教職員数	38人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成19年 4月 1日			
学校運営協議会の委員数・構成	12人	内訳	地域代表 6人、保護者代表 3人、教職員 2人、 大学教授等有識者 1人						
	学校運営協議会代表者(会長等): 堤 和義(地域代表)								
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日佐賀県で初めてのコミュニティ・スクールに指定された。 平成21年11月より、中学校校区3校(北川副小、城南中)とともに、3校で「城南豊夢(ほうむ)学園」という通称を用い、城南校区コミュニティ・スクールの実践を開始した。 								

(平成22年7月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 学校、学年などの行事への参加など、地域住民、保護者の学校への協力は以前から盛んであった。しかし、地域人材の単発的な活用にとどまり、効率的、組織的な活用にはなっていなかった。
- 学校教育に対する意見や要望の中には、やや無責任な内容も見受けられた。また、苦情も増加傾向にあった。
- 校区には、卓越した技能をもつ人、大人と子どもがふれあう地域の行事、歴史的遺産や文化的施設などが数多く存在するが、子どもたちはその価値を十分に認識できておらず、地域への愛着は十分に育っていなかった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- これまで、学校評議員が学校運営に対する意見等を行っていたが、校長の求めに応じたもので、どうしても外部から見た印象的なものに留まってしまっていた。この制度を活用すれば、地域住民や保護者が学校運営に参画することになり、責任を持った意見を述べていただくことになると期待できた。
- 学校長が変わるごとに学校の方針が変わってしまうのではなく、この地域に根ざした郷土を誇りに思う教育という不易の部分は変わることなく充実させていくべきと考えた。

- 法的な仕組みが整うことで、「本校は地域とともに歩む学校である」という、職員、地域住民、保護者の意識改革が進むものと考えた。また、そのことで地域の諸団体の協力もこれまで以上に得ることができ、学校ボランティアも組織立てたものにとできると考えた。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会委員の選定
 - ⇒ なるべく充て職ではなく、学校に対して建設的な意見を述べてもらえる方という観点から、学校長が地域の方や保護者個々に打診を行っていった。
- 委員や教職員への制度趣旨の説明
 - ⇒ 委員に対しては、佐賀市教育委員会から指導主事を招き、制度の趣旨を説明してもらった。また、職員に対しては、研修会を開催し、佐賀大学から講師を招いて制度のメリット等を説明してもらった。
- 運営協議会担当者の事務負担増
 - ⇒ 運営協議会の主担当を主幹教諭としながらも、教頭、教務主任で役割を分担している。1年目は、運営協議会を毎月開催していたが、軌道に乗り出した2年目からは、協議会を精選し、2ヶ月に1回程度開催している。
- 協議会の精選
 - ⇒ 報告事項と協議事項を明確に区別して、計画的に会を運営することで、会議時間を短縮するように努力している。また、極力教育関係の専門用語を減らして、分かり易い説明を心がけている。
- 学校への意見を多く出す雰囲気作り
 - ⇒ 1年目は、佐賀市教育委員会指導主事を協議会委員に加え、学校に対する意見などを率先して述べてもらった。これをモデルとして、各委員から建設的な意見が多く聞かれるようになった。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 学校ボランティアは120名を越えるメンバーがいるが、実際に教育活動に関わっている方は限られているのではないかと。実働率をあげるように工夫してほしい。
- 学校の重点目標がしぼられ、学校評価において数値目標を設定するなど分かり易くなっている。子どもたちのあいさつは決して上手とは言えないという地域からの声があるので、まずは、これにしっかり取り組んでほしい。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 赤松コミュニティの活動資金を確保するため、「ファンド」を作ることはできないか。（平成20年度）
- 地域からの学校への協力だけでなく、学校が地域へ協力する取り組みも必要である。
- 予算執行については、限られた予算の中で工夫して運用されていると思う。庭木の剪定などは、コミュニティの中でできる人もいます。呼びかければ予算削減できるので

はないか。

- 学校と公民館の合同行事「赤松文化まつり」は好評であった。今後も、より一層公民館との連携を深めてほしい。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 現在の学校の状況および学校長の平成 22 年度学校構想をもとに、①地域連携を継続発展させるための主幹教諭の継続配置、②発達障害児支援を強化するための特別支援教育に堪能な教員の配置、③高学年の一部教科担任制を見据えた、理科に堪能な教員の配置について、佐賀県教育委員会に対して要望書を提出した。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 4 月当初、平成 20 度の学校ボランティア登録者全員に往復はがきを出し、継続の意思を確認した。120 名を越える登録者であったが、継続は 60 名程度と半減した。学校として最も必要としていたのは、日々の学習補助等を行ってくださる「はすのみコミュニティ」であるため、この方を中心に新規登録のお願いを強化した。
- 5 名の教員で「あいさつプロジェクトチーム」を結成し、あいさつ向上を目指す取り組みを開始した。
 - ・あいさつ標語の募集と全校児童による投票
 - ・最優秀作品で「あいさつ幟」を作成し、地域に掲揚依頼
 - ・児童会でのあいさつ運動についての話し合い
 - ・あいさつに一言を添える「あいさつプラス 1 運動」などを行った。
- 運営協議会および学校より、赤松小学校創立百周年記念事業実行委員会に対して、「赤松コミュニティ・ファンド」立ち上げの資金提供をお願いした。また、学校運営協議会とは別組織として「コミュニティ・ファンド運営委員会」の設立をお願いした。
- 子どもたちに対して、学級便り等で地域行事への積極的な参加を呼びかけた。平成 22 年度からは、児童全員にスタンプカードを配布し、意欲付けを図っている。

【教育活動に関すること】

- トイレ掃除や大掃除など、子どもだけでは難しい作業等にコミュニティを活用するようになった。庭木の剪定作業は、平成 22 年度からコミュニティに呼びかけていきたい。
- 平成 22 年度も公民館との共同事業を計画している。夏季休業中に公民館主催で実施される「公民館夏祭り」に学校職員を派遣する、3 月に公民館との共催で「赤松文化まつり」を実施することなどを行う予定である。

【教職員の任用に関すること】

- 人事異動については、運営協議会とは別に、学校長からも同様の意見書を提出した。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学校ボランティア組織（H21年度末 128名）が充実し、計画的、組織的に活動できるようになった。特に、学習支援に関わる「はすのみコミュニティ」は、登録者 49名となった。実働率も 90%を超えている。連絡体制も整備され、学校の要請がはすのみコミュニティ代表者を通じて各会員に伝達される仕組みが整ったことで、担当職員の負担も大幅に軽減された。
- コミュニティ・ファンドができたことで、保険料やボランティア活動費を賄うことができるようになった。消耗品などの購入で学校予算を削る必要がなくなり助かっている。
- 運営協議会委員の意見により、コミュニティ・スクールとしての学校づくりを地域住民の学校への協力という一方向の視点から、学校と地域双方向の協力という視点で考えるようになってきた。相互恩恵的な関係を築くことで、地域立の学校づくりへさらに近づくこととなった。
- 地域、保護者の協力が必要不可欠だということが、職員の中で共通理解された。地域住民、保護者の教育活動への参画により、子どもに幅の広いそして質の高い授業が提供できるようになった。
- 職員の任用については、主幹教諭の継続配置、理科に堪能な教員の配置等、学校の要望は概ね達成されてはいる。

【教育委員会側】

- 運営協議会の運営等に関しては、「佐賀市立学校における地域学校運営協議会の設置等に関する規則」及び「佐賀市立赤松小学校における地域学校運営協議会の設置等に関する要綱」に基づき適正に行われている。平成 21 年 4 月指定後の運営は昨年及び一昨年同様、委員全員が学校運営協議会の設置目的を理解し、それぞれがコミュニティ・スクールを盛り上げていくためのアイデアを出し合いながら進んでいっているのがわかる。

また、今年度は学校運営協議会として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく意見（教育配慮に関する要望書）を実質的には初めて市教委及び県教委に提出し、学校運営協議会としての権利を行使したことについては評価できる。

- 評価の観点として、①コミュニティ・スクールとしての成果が見られたか。②会議の時期及び回数、出席状況、会議の内容等は適当であったか。③運営協議会はその機能を果たしていたか。との 3 つの視点で見た結果、指定に値する活動状況が認められる。
- ◇ 赤松小のコミュニティ・スクールは、保護者や地域の意見・要望を学校運営に反映し、学校と地域住民が役割と責任を分担した地域に開かれた学校づくりを行うことを目的に、本市として初めて指定し、その活動及び保護者・地域住民の学校運営への参画意識も高まってきており、地域連携のモデル校の役割を十分に果たしている。
- ◇ 赤松小学校における成果は、隣接する北川副小学校、城南中学校でのコミュニティ・スクールの設置に貢献するとともに、3校による中学校区単位で組織する城南豊夢学

園を立ち上げることにつながり、その取り組みは評価できる。

【園児・児童・生徒側】

- 総合的な学習の時間に、地域のよさを継続的、計画的に学ぶ「きょう土科」により、ふるさとを大切に思う児童が育ってきた。
- 学習ボランティアの活用により、落ち着いた雰囲気の中で授業を受けることができ、学力向上につながっている。全国学力調査でも、全国平均をかなり上回る結果を維持できている。
- あいさつへの取り組みなど、学校だけでなく地域、保護者を巻き込んだ運動が展開できるため、より効果があがることになる。子どもたちのあいさつは、目に見えて向上してきている。

【保護者側】

- 学校ボランティアの充実に伴って、学校への苦情が自分本位の単なる要望から、改善提案など建設的なものへ変化し始めた。一例を挙げると、あるクラスに発達障害をもった児童が複数いて、学級経営、授業等がうまくいっていない状態を危惧し、そのクラスの複数の保護者が校長室に相談にくるという一件があった。しかし、話の内容は、担任交代や当該児童の排除ということではなく、自分たちでできることはないか、協力したいという申し出であった。結果的に、そのクラスに「はすのみコミュニティ」が常時入り、見守りを行うことで学級の建て直しがスムーズにいった。

【地域側】

- コミュニティ・スクールについて地域住民の認知度は十分とはいえないが、少しずつ協力の輪は広がっている。地域の諸団体は、教育活動に前にも増して協力をいただけるようになった。運営協議会委員を始めとする各コミュニティの会員が、いわゆる広報係として、各種会合等で話題に出していただいている結果である。
- 運営協議会が3年前に提唱して始まった「3時に会いましょう運動」(下校時の子ども見守り活動)もまだ大きな盛り上がりとはなっていないが、継続されている。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- コミュニティ・スクールの指定を受け、4年目を迎えている。運営協議会委員は毎年、2～3名ずつ交代してもらっているが、その選任にはやや苦慮している。
- 保護者に対しては、PTA総会等で直接説明する機会も多く、コミュニティ・スクールのねらい等の周知はほぼできているが、地域住民に対しては十分とはいえない。本校の特徴の一つとして、約1/3の児童が隣接校区から通学していることが挙げられる。地域の行事などで一緒になることも少ないため、住民同士の情報交換はほとんどなされていない。学校便り、運営協議会便りは、他校区自治会にも回覧してもらうよう配布しているが、なかなか周知できないのが現状である。
- 本校は9つのコミュニティを組織し、教育ボランティア活動を行ってもらっている。打ち合せやなどは学校が計画、運営せざるを得ないという状況で、どうしても学校の

負担は多くなってくる。今後、各コミュニティが自立する方向で今後の運営を進めたいと考えている。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 委員の選任に当っては、管理職が各種会合などに出向く中で見つけていくしかないと考えている。地域や保護者との連携を考えると、自治会、公民館、PTAなどの代表はどうしてもはずすことはできないが、その他については、校区内から見つけるようにしたい。幸い、本校区は元教職員、公務員なども多く居住されており、学校教育活動への理解者も多数おられるので、情報収集をしっかりと行うことで人材確保は可能だと考える。
- 地域住民への周知については、子どものための共通の取り組みなどを通して広げていくことが有効だと考える。先に述べた子どもの見守り活動「3時に会いましょう運動」に再度、力を入れていきたい。チラシを作成し、全戸配布する予算を本年度、確保している。また、学校に実際に足を運んでもらうことも大切であるため、年2回行っている「フリー参観デー」への誘いを強化していきたい。テレビ、新聞などは最も有力な媒体であるので、学校行事など積極的に活用し、学校をPRしたい。
- コミュニティの自立については、まずは、学習支援ボランティア「はずのみコミュニティ」から始めたい。研修会の実施、運営の方法への相談など積極的に自立に向けた支援を学校でも行いたいと考えている。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年7回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21.4.21	<ul style="list-style-type: none"> ■ 辞令交付 ■ 委員長の互選 (協議) ・ 学校経営方針、年間行事計画、予算について ・ コミュニティ組織について ・ ファンドについて
①	H21.5.8	第1回コミュニティ合同連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体会 …組織について、本年度の活動計画について ・ 各部会 …連絡網について、活動計画、消耗品について
2	H21.6.4	(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ対応について ・ 校内研究について ・ フリー参観デーについて (協議) <ul style="list-style-type: none"> ・ はずのみコミュニティの増員について ・ 城南校区コミュニティ・スクールについて ・ 学校関係者評価について
②	H21.8.27	第2回コミュニティ合同連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1学期の活動の反省について

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の活動計画について
3	H21.8.27	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員ミーティングについて ・ コミュニティ合同連絡会について ・ 城南校区コミュニティ・スクールについて <p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育大会について ・ あいさつプロジェクトについて
4	H21.10.8	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行事予定について ・ はすのみコミュニティの活動について <p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校公開について ・ 城南校区合同講演会について
5	H21.12.17	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校公開アンケート結果について ・ 22年度予算について ・ 全国学力、学習状況調査の結果について <p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育配慮要望書について
6	H22.1.26	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スキルアップ学習について ・ 学校運営協議会に関するアンケートについて <p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者評価について
③	H22.2.2	<p>第3回コミュニティ合同連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の活動の反省について ・ 今後の活動について
7	H22.3.9	<p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度学校経営方針について ・ 平成22年度学校行事年間計画について ・ 予算、決算について ・ コミュニティ関連年間計画について
<p>(補記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、学校運営協議会員が、学校・地域行事（入学式、運動会、地域の祭り、卒業式）に参加している。 ・ また、運営協議会会長は、11月よりスタートした「城南豊夢学園」運営協議会副会長として会合に参加している。 <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丸数字は、学校ボランティアとして組織している「コミュニティ」の会議のこと。各委員の多くがいずれかのコミュニティに属し、自ら活動している。 <p>【別紙組織図参照】</p>		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

1 年

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

・毎年、2～3名が交代している。校長は積極的に地域の諸団体等の会合に出席し、次年度の委員候補を探している。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

・「運営協議会だより」を会議後に、保護者、地域（回覧）にむけて発行している。（約1200部）また、ホームページでも公開している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 本来PTAは、コミュニティとは別組織であるが、PTAからの要望で「PTAコミュニティ」として本校コミュニティ組織に位置づけている。PTA会長は運営協議会委員として参加している。【別紙組織図参照】

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 運営協議会のメンバーをそのまま、学校関係者評価委員としてお願いしている。学校関係者評価（年2回実施）の際、資料として保護者、児童、教職員アンケート集計結果を提示している。
- 年に1回、教職員と委員が直接話をする機会（教職員ミーティング）を設定している。そこでは、学校現場の悩みなどの意見交換が活発に行われている。

5. その他

（別添資料）

- 佐賀市立学校における地域学校運営協議会の設置等に関する規則
- 赤松コミュニティ・スクールの取り組み

○佐賀市立学校における地域学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 19 年 2 月 27 日
教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 の規定に基づき佐賀市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に設置する地域学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、学校運営に関する佐賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画の促進等を進めることにより、小中学校と地域の住民及び保護者等との双方向の信頼関係を深め、地域及び小中学校がその教育力を相互に高めることにより、子供たちの豊かな学びと育ちの創造を目指すものとする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成できると認められる小中学校について、協議会を設置する小中学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

2 校長は、設置校の指定について教育委員会に申し出ることができる。

3 指定の期間は 3 年以内で教育委員会が定める。

4 教育委員会は、当該設置校を再指定することができる。

(委員)

第 4 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 設置校の校区の住民

(2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 設置校の校長

(4) 設置校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、各協議会につき 15 人以内とし、教育委員会が当該設置校の校長と協議のうえ定める。

3 委員の一部については、公募することができる。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から当該日が属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、設置校の校長又は教職員から任命された委員は、会長又は副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、議事をつかさどる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、第11条第1項又は第2項に規定する意見の申出を行う場合は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 協議会の議事について、直接の利害関係のある委員は、当該議事に関して議決を行うことができない。

(会議の公開)

第8条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他、特別の事情により、教育委員会が必要と認めた場合

2 傍聴を行う者は、会議の進行を妨げる行為等をしてはならない。

(委員の義務)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員にふさわしくない行為を行うこと。

(基本方針等の承認)

第 10 条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成の基本方針に関すること。
- (2) 教育目標及び学校経営に関すること。
- (3) 予算の編成の基本方針に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た事項に基づき、学校運営を行わなければならない。

3 校長は、第 1 項各号に掲げる事項について協議会の承認が得られない場合は、暫定的な措置を定めることができるものとする。この場合において、当該措置は、同項の承認が得られるまでの間効力を有するものとする。

(運営についての意見)

第 11 条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由して、佐賀県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前 2 項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(運営等に関する評価等)

第 12 条 協議会は、毎年度 1 回以上、協議会及び設置校の運営状況等について評価を行い、教育委員会に報告するものとする。

(研修)

第 13 条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責務等について、適性な理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(教育委員会による指導助言)

第 14 条 教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第 15 条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、設置校の指定を取り消さなければならない。

2 校長は、第 10 条第 1 項各号に掲げる事項等について協議会の承認を得られないとき又は設置校の運営に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、設置校の指定の取消しを求めることができる。

3 教育委員会は、設置校の指定を取り消そうとする場合において、当該設置校の校長又は委員の意見を求めなければならない。

(委員の解任)

第 16 条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第 9 条の義務に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

赤松コミュニティスクール組織図

